

ブロック統括センターへの 移行について

令和元年11月

香川県広域水道企業団 財産契約課

香川県広域水道企業団 平成30年4月水道事業開始

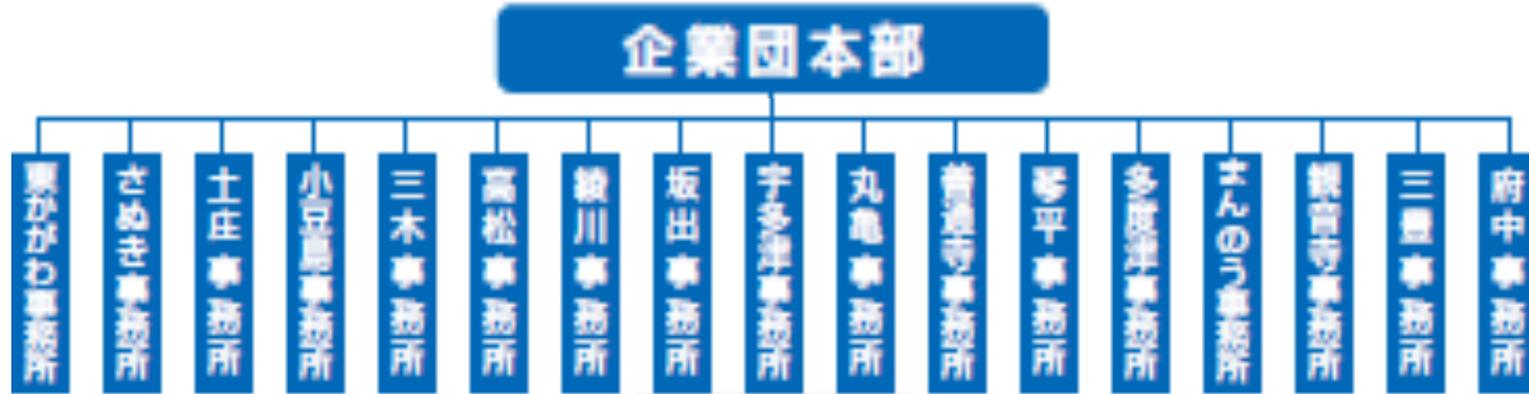
香川県広域水道企業団
～17団体(県と8市8町)で構成～

香川県	高松市	丸亀市
坂出市	善通寺市	観音寺市
さぬき市	東かがわ市	三豊市
土庄町	小豆島町	三木町
宇多津町	綾川町	琴平町
多度津町	まんのう町	

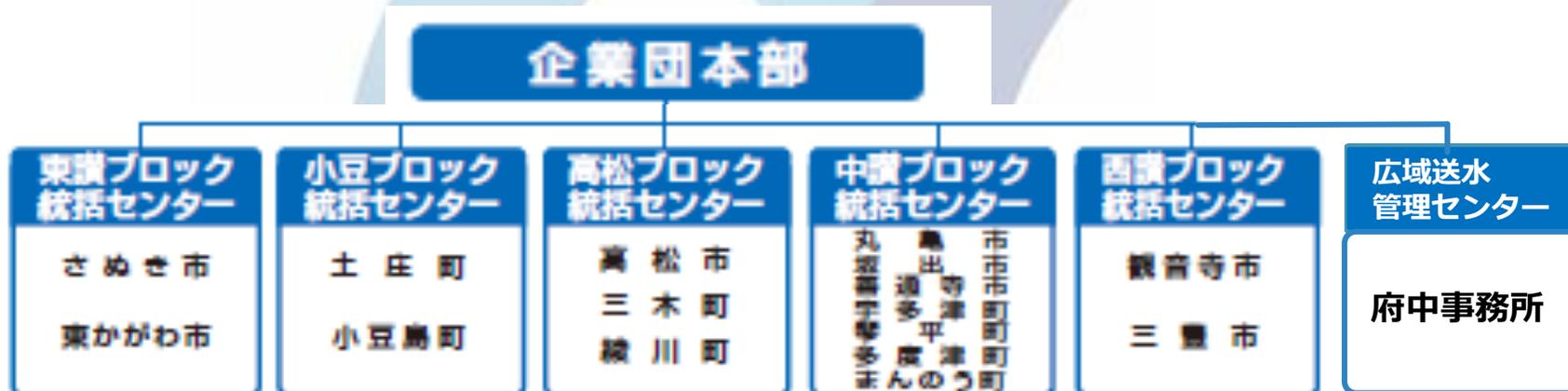
各市町の水道事業を引き継ぎ、将来にわたって安心・安全な水道水を安定的に供給できるように、水道事業の広域化を実現。

全国初、県内一水道の実現

平成30年4月～令和2年3月までの2年間の組織体制



令和2年4月からの組織体制



平成30・31年度の入札契約制度の基本的な考え方

- 企業団本部及び府中事務所が行うものは、県の入札契約制度
- 企業団事務所（府中事務所を除く）が行うものは、それぞれ各事務所の所在市町の入札契約制度



入札契約制度統一にあたっての基本的方針

- 企業団が直島町を除く県内全域を業務対象区域としていることから、ほぼ同じ区域で制度を運用している県の制度を基本として調整する。
- 地域経済への影響や各事務所の現状等を勘案するとともに、地元の事業者の育成や受注機会の確保も踏まえて検討する。

企業団本部及びブロック統括センターで発注する工事について（これまでの分担と同じ）

◆ 企業団本部で発注する工事

- ・ 全ての広域水道施設整備工事
- ・ 設計金額5千万円以上の経年施設更新工事等

◆ ブロック統括センター・広域送水管理センターで発注する工事

- ・ 設計金額5千万円未満の経年施設更新工事等

※ 広域水道施設整備工事とは
水道事業の基盤を強化するために必要な施設等の整備に係る工事
⇒ 市町間を連携する水道施設の整備工事 等

※ 経年施設更新工事とは
経年化した既存施設、設備の更新整備や施設の耐震化に係る工事
⇒ 老朽管等の更新工事 等

企業団本部及びブロック統括センターで発注する測量・建設コンサルタント業務等について（これまでの分担と同じ）

◆ 企業団本部で発注する測量・建設コンサルタント業務等

- ・ 広域水道施設整備工事に伴う業務委託
- ・ 設計金額 7 百万円以上の経年施設更新工事等に伴う業務委託

◆ ブロック統括センター・広域送水管理センターで発注する測量・建設コンサルタント業務等

- ・ 設計金額 7 百万円未満の経年施設更新工事等に伴う業務委託